

2023年2月20日

〒100-0004
東京都千代田区大手町一丁目1番2号
大手門タワー
西村あさひ法律事務所
FAX : 03-6250-7200
株式会社ナガホリ
代理人弁護士 太田 洋 先生
同 今野 渉 先生

〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所
リ・ジェネレーション株式会社
代理人弁護士 戸田 裕典
同 鈴木 多門
TEL : 03-6435-5689
FAX : 03-6435-5699



回答書 兼 反論書

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴職らからの2023年2月8日付質問状（以下、単に「質問状」といいます。）に対し、以下のとおりご回答いたします。

なお、貴社は、質問状の冒頭において、当社が「1対1の面談に固執」した、「本社での開催に固執」した、「合理的な理由なく当社役員と貴社の代表者を含めた取締役候補者との面談の打診に応じて頂けなかった」などと当社を批判しておりますが、当時の書面のやり取りにおいても主張しているとおおり、当社ないし当社代表者である尾端としては、急遽の協議依頼がされた中であって、最大限、都合を融通し、また、公平を期したご提案をさせていただいたものと理解しておりますので、当社が面談を合理的な理由なく拒否したとのご説明は、事実を矮小化したものであり、そのような謂れのない指摘を受けることは大変遺憾です。

また、貴社は、「貴社のウェブサイトでの開示姿勢にも拘らず、当社ウェブサイトでの貴社

書面の即時の開示をご要請されているのは（当社が上場会社である点を考慮しても）一貫性のない対応であり理解に苦しむ」などと述べておりますが、そもそも、当社が自社の回答書等の開示を要請しているのは、まさにご指摘のとおり「上場会社」である貴社において、当社からの回答書等は投資家の投資判断に重要な影響を与え、貴社の一般株主が議決権等の株主権を行使するに当たっても重要な情報であるとの自覚が当社においてあるからです。その上で、貴社において、「投資家の誤解を招かないよう」貴社からの回答ないし質問状をも開示されるのは、貴社自身のご判断であって、上場会社ではない当社が自己のウェブサイトで貴社からの書面を開示するか否かは、「一貫性」云々の問題ではありません。貴社から別途ご要望があれば格別、そうではない現時点において、上記のような非難を受けることもまた、大変遺憾です。

以下、質問状に沿ってご回答いたしますが、既に回答済みないし回答の必要性がないと判断する事項については、割愛させていただきます。また、必要に応じ、併せて反論もいたします。

さらに、本臨時株主総会では、貴社経営陣の解任議案も付議されることとなっておりますので、従前の当社からの質問事項に対し、依然として、貴社が未回答若しくは回答拒否ないし質問自体を黙殺されている各事項につきましても、ご回答をお願いいたします。

特に、当社の臨時株主総会招集請求書との関連でいうと、貴社が、当社が指摘する以前から作成していたと強弁され続けている中期経営計画が、真実、当社が指摘する以前から作成されていたことを証明する客観的な事実（裁判手続でも申し上げたとおり、決議された取締役会の日付等の事実）をお示しいただくことや、仲庭時計店において先行する複数の不祥事が発生していたにもかかわらず、どうして貴社リリースにおける不祥事④の原因として記載されているような内部統制の著しい不備（「棚卸頻度が少なかったこと」、「商品管理体制の不備」、「商品移動のルールが未徹底」）がそのまま放置されてしまっていたのか、そして、貴社が回答を拒否された当該各不祥事における個別の損害額（弁護士費用等の解決に要した費用を含みます。）、さらに、貴社が仲庭時計店の業績悪化の理由としてご説明されていた「複数の突発的な要因」について、（大口取引先の営業方針の大幅な転換及び上記不祥事以外の）突発的事象の具体的な内容といった点については、まさしく、一般株主の皆様において上記議案を判断するに当たり、重要な判断材料となりますので、何卒、誠実にご回答をいただきますようお願い申し上げます。

1 取締役候補者4名に関する質問事項

始めに、貴社は、当社が推薦する取締役候補者4名が、貴社の「取締役として資質・適格性に関連する事項等、本臨時株主総会での議案の審議にさいして株主の判断に際して必要又は参考となると思われる事項につき…提案株主である貴社の回答を求めます。」と、下記質問事項の趣旨をご説明されておりますが、どうして、「今回に限り」このような詳細な事実の確認ないし株主への情報開示を求めていらっしゃるのでしょうか。

これまでの貴社の株主総会招集通知や各リリースに加え、今回の貴社ご推薦の取締役候補者に関する提案理由を確認しても、当社が招集請求書において記載した提案理由と同程度の内容

の事実しか開示されておられません。例えば、前回の定時株主総会においても、貴社社外取締役である長沢氏の選任議案につき、同氏が代表社員を務める長沢伸也合同会社と貴社とは選任前の2022年1月から6月まで「ブランドアドバイザー契約」を締結されていたものの、「主要な取引先に該当するものではなく」というあまりにも当然過ぎる一言のみ記載して「特別な利害関係はありません。」と結論付けられておられますが、2022年1月において、わざわざ当該契約を締結するに至った理由・経緯や、契約内容・契約条件の詳細は一切明かされておらず、また、ラグジュアリーブランドの研究者であることが、どうして「業務執行における適切な監督を期待」できるのか、といった点についても説明がなされているとは到底いえません。

その点、貴社及び貴職らのこれまでの姿勢に鑑みますと、もっぱら候補者の粗探しや個人攻撃を行う材料探しを目的とするものでも可能性も否定できないことから、先ずは、どうして、「今回に限り」このような詳細な事実の確認ないし株主への情報開示を求めているのか、その点についてご回答ください。

なお、貴社がご推薦されている取締役候補者である洲桃麻由子氏についても、当社推薦の候補者になされているのと同様の質問に係る情報が、同氏についても行わなければ、筋が通りませんので、貴社の取締役候補者に指名され、候補となることを応諾した経緯に関して、①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したものであるのか、それぞれ具体的にご教示ください。

とりわけ洲桃氏は、貴職らが所属する西村あさひ法律事務所の出身者であるところ、上記②の質問に関連し、貴職らの推薦ないし紹介の有無の点については詳細かつ明瞭にご回答ください。さらに、当然のことですが、貴職ら所属事務所出身の弁護士ということになれば、貴職らの意見ないし立場に、与しやすい、或いは、付度する可能性が大いに疑われる立場にある者、つまり、同氏の独立性について大きな疑念が生じることは火を見るよりも明らかであるにもかかわらず、敢えて他の弁護士ではなく、同氏をご推薦されるに至ったのかとの点につき、詳細なご説明をよろしくお願いいたします。

また、先日開示された貴社の2023年3月期第3四半期を踏まえ、当該第3四半期だけでも、アドバイザー費用（特別損失）が追加的に77,648千円生じていることが認められ、期首からの累計で259,031千円もの巨額なものとなっており、これにより貴社最終損益が赤字となっております。その点、貴社は当該費用の内訳及び契約内容等の情報につき、頑なにその開示を拒んでおられますが、貴社の経営成績において最もインパクトのある事象となり、到底看過することはできないと考えますので、貴社筆頭株主である当社としては、引き続きこの点に対する回答を貴社に求め続けます。

それに加えて、貴社は、先日の株主総会招集許可申立事件の手続において、株式取扱規程の大部分をわざわざマスキング処理して隠した上で証拠提出し、さらに、その後に当社が株式取扱規程の開示を求めるも、未だにその開示を頑なに拒まれております。

株式取扱規程は、本来、株主に広く公表されて然るべきものであるにもかかわらず（実際に

多くの上場企業が自社のホームページ等において公表しているところですが)、貴社が頑なにその開示を拒まれる理由につきましても、貴社(現経営陣)の情報開示の姿勢という観点から、株主の皆様は判断材料に資すると思えますので、ご教示ください。

※ 以上の各質問項目については、後記3にて整理し、まとめて記載しておりますので、ご確認ください。

(1) 尾端について

ア ARKの法務部長を名乗る人物について

貴社ご指摘のARKの法務部長の名刺を持参した人物は尾端になりますが、尾端が正式にARKの法務部長を務めていたことはなく、ARKに対する問い合わせに対応する人材不足だった時期に、葉室氏からの依頼を受けて、尾端において、その時限り、ARKの法務部長として、消費生活センターに状況を伺いに訪問したものです。

なお、繰り返しになりますが、尾端において、違法なマルチ商法に関与していた事実はありません。

イ ダイヤモンド・オンラインの記事における尾端の発言内容について

尾端が違法なマルチ商法に関与していた事実は一切ございません。なお、貴社ないし貴職らにおいて、マルチ商法自体、法律に則って適法に行えば何ら問題のない行為であるにもかかわらず、これに関与していた事実のみをもって「重大な懸念」などと印象操作をされることは、厳にお控えください。

また、上記のとおり、マルチ商法は法律に則って適法に行えば何ら問題のない行為ですし、当社ないし尾端においてマルチ商法によって行政処分等を受けた経歴は一切ございませんので、過去にマルチ商法自体に関与していた事実があったとしても、貴社のブランドイメージやステークホルダーとの信頼関係に悪影響を及ぼすなどとは一切考えておりません。

そもそも、貴社は、「当社の企業価値の維持にとって重要であることが明らかな百貨店や取引銀行との信頼関係を軽んじる発言を繰り返し」、「貴金属・宝飾品業界に従事する関係者全体が長年にわたって築きあげてきたステークホルダーとの信頼関係そのものを著しく軽視するような発言を行っている」、「すべての業界関係者の真摯な取組みを踏みにじる」などと尾端を非難していますが、記事に記載された内容は、あくまでメディアによって編集されたものであるにもかかわらず、「信頼関係を軽んじる」などと一方的な評価を下すこと自体、メディアリテラシーの欠如著しく、記事の読み方として大きく誤っています。

また、当然ながら、尾端は金融機関やステークホルダーとの信頼関係を軽視してはおりません。「なぜ融資に頼るのか」との発言についても、決して、融資に一切頼らないと述べているわけではありませんし、まずは業績向上による安定的な営業キャッシュ・フローの創出とそれに伴う財務状況の改善等を進めつつ、必要に応じて柔軟に対応すべきだとの意見を述べているに過ぎません。仮に、尾端が貴社の役員に就任することによって貴社の

ブランドイメージやステークホルダーとの信頼関係が崩れるとすれば、それは、貴社の質問状のような過大かつ誤った印象操作という外的要因によるものであり、甚だ遺憾です。

さらに、貴社の取引先や金融機関から懸念の声が上がっているのであれば、上記のとおり、貴社ないし貴職らの不当な印象操作によるものであって、大変遺憾です。したがって、そのような声に対しては、当社ないし尾端が違法なマルチ商法等には一切関与していないことを説明するとともに、貴社ないし貴職らによって不当な印象操作が行われたことを声高に主張するのみです。

なお付言しますと、当社としては、貴社子会社の仲庭時計店の度重なる不祥事の発生と貴社グループにおける内部統制の著しい不備の存在、そして、隠蔽とも評価しうる貴社の当該不祥事に纏わる情報開示の消極的姿勢とそれに起因する報道機関によるリークによって、貴社の貴社のブランドイメージやステークホルダーとの信頼関係に著しい悪影響が生じていると認識していることを申し添えます。

ウ 当社ないし尾端と S C S 株式会社の関係性及びその法令遵守の状況について

先ず、尾端において、東門氏とは数年前に1度お会いただけで、その後、S C Sとの間にも出資はもとより、取引関係も一切ありません。なお、PREMIUM社のMAについても、コンサルタントの紹介で成立したものであり、契約締結時も本人とはお会いしておりません。

したがって、S C Sの法令遵守状況について、当社が申し上げるべき事情はございません。

(2) 佐藤氏について

ア 取締役候補者になることを受託した理由

佐藤氏は、2022年10月頃、同じく取締役候補者である尾端より、貴社の取締役候補者になってほしい旨の勧誘を受けました。佐藤氏は、尾端より、ジュエリー関連事業を主力とする貴社においては女性目線の経営が必須であるにもかかわらず、女性役員が1人もいない惨状を聞き、自己の下記コネクションや下記スキルを貴社において存分に発揮することができると考え、尾端からの依頼を快諾しました。

イ 当社及び尾端並びに尾端の関連企業との関係

招集請求書に記載した事実以外に、佐藤氏と、当社及び尾端並びに尾端の関連企業との関係は一切ございません。

ウ レオパレス 21 での担当業務及びオアノへの転職理由

佐藤氏は、レオパレス 21 において、主に営業事務に従事していました。しかし、その後、エンターテインメント事業に携わりたいとの思いを強く持ち、オアノへの転職を決意しました。その後、オアノでは、当初、新規クライアント獲得や所属アーティストのマネジメント業務に携わり、現在務める執行役員としての業務の礎を築きました。

エ オアノでの執行役員としての職務の詳細

オアノの執行役員は、佐藤氏を含めて2人、従業員の数 は 8 人です。

佐藤氏は、オアノへの入社以来、上記業務に携わる中で、営業力・人材育成の能力を育

み、さらに若年ながらマネジメント能力に優れていたことから、尾端により、執行役員に抜擢されました。佐藤氏は現在、オアノの執行役員として同社の業務全般に従事しております。

なお、「特筆すべき実績」につきましては、何をもって「特筆すべき」と評価するかについて一定の基準はありませんので、無意味な質問であり、回答を差し控えます。血眼になって取締役候補者の粗探しを行う貴社ないし貴職らは既にご承知かと存じますが、招集請求書に記載しておりますとおり、当社は、若年の佐藤氏については実績ではなく能力を高く評価しておりますので、「実績はない」旨の回答を得て印象操作を行う魂胆が明らかな愚問には、一切ご回答できかねます。

オ 「コネクション」について

佐藤氏をご指摘の「コネクション」を有している、すなわち、少なくとも仕事上の付き合いがあり、貴社の役員になった暁には経営に関する様々な情報交換（無論、合法の範囲内です。）を行うことができる関係性のある人物が多数いることは疑いようがありませんが、ここで個々の会社名ないし個人名をお出しすることは、当該会社ないし個人のプライバシーにも関わる事柄であり、当人らの断りなく公表することはできかねます（本回答文が貴社のウェブサイトにて公開されるのであれば尚更です。）。当人らから逐一断りを得ようにも、佐藤氏の人脈があまりにも広いため、埒が明きませんので、ご容赦ください。

当然のことですが、上記「コネクション」により、佐藤氏において女性目線での経営に関する新たな手法や価値観が醸成され、ひいては貴社ないし貴社の株主に利益をもたらすことになると考えます。これを「付加価値」と呼ぶか否かにつきましても、評価に左右されますので、これ以上の議論は差し控えます。

カ 「広い視野と高いスキル」について

佐藤氏がマネジメントの対象としている女性の人数は約 50 人、年齢層は概ね 20 代～30 代となっております。佐藤氏が行っているマネジメントは、具体的には所属アーティストやインターン生に対する教育に関する業務であり、「人材育成及び管理等」については、佐藤氏がオアノの執行役員としてマネジメントを行う中で、マネジメントにおいて必須の「対象者をあらゆる観点から評価し、当該評価に基づいた管理によって当該対象者の成長を促す」能力が醸成されました。これを、「広い視野と高いスキル」という文言で表現しました。

キ 「女性の視点から多様な価値観を経営に反映する」点について

繰り返し述べているとおり、貴社の主力事業であるジュエリー関連事業は、需要者の大多数が女性であるため、女性の視点で、どのような商品が売れるのか、女性に対するアピールポイントはどこなのかといった、女性にしか分からない価値観が、事業経営上極めて重要であると思料します。

そして、現時点では、貴社の女性役員は 1 人もいませんので、女性の視点から意見を述べることができる女性取締役の存在一つをとっても、「多様」といえ、また、20 代という若い価値観を取り入れることもまた、「多様性」の一つであり、若年層顧客の新規獲得・囲い込みが重要であることは言うまでもありません。このように、佐藤氏は、貴社に必須

の多様性をもたらす取締役として、経営陣の新体制には欠かせない人物であると考えます。

(3) 菅原氏について

ア 取締役候補者になることを受託した理由

菅原氏は、2022年10月頃、同じく取締役候補者である尾端より、貴社の取締役候補者にならないかとの勧誘を受けました。菅原氏は、尾端より、貴社の経営が低迷し、隠蔽体質にも苛まれている現状を聞き、警察官や多数の企業顧問としての自己の経験を貴社において存分に発揮することができるかと確信したことから、尾端からの依頼を快諾しました。

イ 当社及び尾端並びに尾端の関連企業との関係

招集請求書に記載した事実以外に、佐藤氏と、当社及び尾端並びに尾端の関連企業との関係は一切ございません。

ウ プラスワン及びアサヒ衛陶について

菅原氏がプラスワンの特別顧問を務めることとなったのも、2022年4月頃、前記アと同様、尾端より勧誘を受けたことがきっかけでした。菅原氏は、エンターテインメント事業というこれまでは異なる分野に興味を持つとともに、抜本的改革を押し進める尾端の経営方針に賛同したことから、当該勧誘を受託しました。そして、プラスワンの特別顧問として、防犯の業務に従事しました。

その後、菅原氏は、尾端がアサヒ衛陶の取締役候補者となるに際しても、プラスワン時代からの信頼関係から同氏に候補者として抜擢され、アサヒ衛陶の取締役候補者になりました。尾端の経営方針への賛同は変わっていなかったため、ここでも菅原氏は尾端による打診を快諾しました。しかし、数か月後、尾端が一身上の都合でアサヒ衛陶の取締役を退任したことを受け、菅原氏は、尾端の勧誘で取締役候補者になったという経緯から、自身がアサヒ衛陶に残り続けるのは自身の本意でもなければアサヒ衛陶の株主の本意でもないと感じ、取締役を退任するに至りました。

菅原氏は、アサヒ衛陶の取締役を上記理由により退任したに過ぎないため、貴社の取締役を継続して務めることができるか否かとは一切関係がありません。貴社ないし貴職らは、アサヒ衛陶と同じく早期に退任するのではないかと勘繰っているのかもしれませんが、そもそも、会社には当該会社独自の問題が常に横たわっているのですから、アサヒ衛陶との比較は一切意味がありません。当然ながら、菅原氏は、株主の信任を経て取締役に就任する以上、許される限り、その職務を全うする覚悟を有しております。

また、菅原氏は、尾端と共に業務執行取締役として「経営」に参画したことは一切ないため、仮に尾端が業務執行取締役を務める貴社において社外取締役であったとしても、業務の適正な執行には何らの問題もありません。むしろ、菅原氏は、貴社自身が指摘するプラスワンの特別顧問として、従前より尾端に対して忌憚のない意見を述べることができ、一切面識がない者が就任するよりも適正な業務執行を期待することができると言えます。

エ ARKについて

菅原氏は、確かに、ARKの特別顧問を一時的に勤めていた時期がありましたが、上記のとおり、ARKによる違法なマルチビジネスと当社ないし取締役候補者（尾端・菅原氏

を含みます。)とは一切関係がありません。このことは、貴社との従前からの質問状のやり取りでも何度も申し上げているところです。したがって、ARKに関係する箇所につきましても、これ以上議論をしても無闇に議論を拡大させ、お互いの揚げ足取りに終始するだけですので、回答を差し控えます。

オ 株式会社Z及び佐伯氏について

菅原氏が株式会社Zの危機管理対策室を務めることとなった経緯について、ご本人に確認しましたが、おそらく何方かからのご紹介であったと思われるものの、およそ10年前のことであるためはっきりと覚えていないとのことでした。菅原氏は、株式会社Zの危機管理対策室として、防犯の業務に従事しました。もっとも、佐伯氏とは、仕事上の関係以上に特別な関係はありませんでした。なお、あらゆる経歴を記載してもキリがない中で、厳選したものを選択しなければならず、単に一未上場企業の危機管理対策室にあったことをもって略歴に記載するまでもないと判断したため、略歴への記載は省略しております。そもそも、招集請求書に記載すべきでは候補者の「略」歴なのですから、記載しなかった理由よりも、数ある経歴の中で略さずに記載したものの理由の方が格段に重要であって、略歴に記載しなかった理由を問う質問は、愚問としか言いようがありません。

カ シンワアートについて

ご指摘の「所得隠し」は、約10年も前にシンワアートにて問題となった事象ですので、その原因についてここで説明するつもりはなく、回答は差し控えます。なお、菅原氏がシンワアートの「所得隠し」に関与した事実は一切ございません。菅原氏は、当時、同社の危機管理室長ないし顧問としてしかるべき対応を行っており、同氏自身が本件について責められる点は一切ございません。

また、上記のとおり、シンワアートの「所得隠し」は菅原氏の責任によるものではなく、むしろ、危機管理室長としてしかるべき対応に尽力しておりますので、まさに、「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識」を有すると言えるのではないのでしょうか。仲庭時計店の不祥事における自らの責任を棚に上げ、シンワアートの上記問題を菅原氏の責任と決めつけ、印象操作を行うことは、厳にお控えください。

キ 一般財団法人エネルギー農業推進機構について

菅原氏は、エネルギー農業推進機構の顧問に就任しておりました。もっとも、略歴欄に記載がない理由については、上記カと同様です。

なお、シスウェーブ外5名との関係性につきましては、その開示の必要性が不明であることから、回答を差し控えます。

(4) 吉澤氏について

ア 取締役候補者になることを受託した理由

吉澤氏は、2022年10月頃、同じく取締役候補者である尾端より、貴社の取締役候補者にならないかとの勧誘を受けました。吉澤氏は、尾端より、貴社の経営が低迷し、財務体質を改善するには積極的なM&Aが必須である旨を聞き、M&Aや経営コンサルティング分野における知識や豊富な経験を貴社において存分に発揮することができると確信した

ことから、尾端からの依頼を快諾しました。

イ 当社及び尾端並びに尾端の関連企業との関係

招集請求書に記載した事実以外に、佐藤氏と、当社及び尾端並びに尾端の関連企業との関係は一切ございません。

ウ プラスワン、オアノ及びARKの顧問税理士を務めていることについて

菅原氏と同様、吉澤氏も、尾端と共に業務執行取締役として「経営」に参画したことは一切ないため、仮に尾端が業務執行取締役を務める貴社において社外取締役であったとしても、業務の適正な執行には何らの問題もありません。むしろ、吉澤氏は、貴社自身が指摘するプラスワンやオアノの顧問税理士として、従前より尾端に対して忌憚のない意見を述べることができ、一切面識がない者が就任するよりも適正な業務執行を期待することができます。

なお、略歴欄に記載がない理由については、上記菅原氏における理由と同様です。

エ 「M&Aや経営コンサルティングなど」における「幅広い知識と経験」の活かし方について

招集請求書にあるとおり、吉澤氏は「長年」にわたる「税務の専門家としての深い見識と豊富な経験」を有しており、具体的な経験を挙げればきりがありませんので、割愛させていただきます。また、当然ながら、「M&Aや経営コンサルティングなど」における「幅広い知識と経験」は、財務体質が極めて脆弱な貴社において、体質改善の大きな力となることは明らかで、付加価値は言うまでもありません（特に、企業法務の専門家である貴職らに対して、M&Aないし経営コンサルタントが与える財務インパクトにつきご教示しても、釈迦に説法かと存じますので、回答はあえて差し控えます。）。

2 未回答とされている事項について

(1) 尾端による他の法人を通じた活動について

ア JMM 'S及びイーサイトについて

JMM 'Sがジャムズコンテンツに該当します。同社の事業内容については、下記情報サイトをご参照ください。なお、JMM 'Sでは尾端は営業部長を務めていました。

<https://internet.watch.impress.co.jp/www/article/2000/0404/jmms.htm>

イーサイトは、EWCPの前身でありますので、EWCPにおける回答と同様です。

イ EWCPについて

上記のとおり、マルチビジネスは法律に則った運用を行えば何ら問題のないものですので、殊更にマルチビジネスへの関与を貴社の事業への「深刻な悪影響」などと結び付けるような言動は厳にお控えください。重ね重ね申し上げますが、尾端ないし当社において、違法なマルチビジネスへの関与は一切ございません。関与していない以上、事業の詳細な内容をお答えする必要はありません。

略歴へ記載しなかった理由については、上記各候補者における理由と同様です。なお、Sanctuaryの監査役については、従前の書面でもお伝えしているとおり、設立時に知人に依頼されて一時的に監査役に就任したものの、その後間もなくして、後任者が見

つかったため、すぐに辞任しておりますので、略歴に記載するまでもありませんでした。

ウ 尾端とSanctuary・ARK・葉室氏との関係について

貴社は、貴社の指摘を受けて尾端が準備書面における主張を訂正した旨述べておりますが、まさにそのとおりです。貴社からの指摘を受け、尾端において誤った認否をしていることに気づくことができ、訂正が叶った次第です。その点については、心より感謝申し上げます。

また、貴社は、尾端と葉室氏との関係性を過剰に気にされているようですが、従前より申し上げているとおり、尾端においてARKにおける違法なマルチ商法に関与していた事実はございません。貴社ご指摘の各事情は、そのような尾端と葉室氏との関係性に伴うものであって、「尾端と葉室氏とのビジネス上の交流……を秘匿しようとしている」とか、「尾端によるSanctuary及びARKの事業への関与を殊更に小さく見せようとしている」などということは一切ございませんので、ご安心ください。

さらに、尾端がSanctuaryの代表清算人を務めた理由につきましても、既にご説明しているもの以外には何もなく、「当社事務所の一部を間貸しさせていた」という関係から、「過去に会社清算の経験があったことを買われ」、白羽の矢が立ったとしか言いようがありません。

なお、少なくとも、尾端がSanctuaryの監査役を務めていた時期において同社が何らかの行政指導や行政処分を受けた事実はなく、その他の時期については存じ上げません。また、Sanctuaryの代表清算人当時の詳細な事情につきましては、代表清算人の職務上、むやみに口外すべきものではありませんので、回答は差し控えます。

エ 尾端と東門氏との関係について

ご説明済みのとおり、尾端において、東門氏とは数年前に1度お会いただけで、取引関係等は一切ありません。

(2) 尾端によるアサヒ衛陶での活動について

従前よりお伝えしておりますとおり、アサヒ衛陶と貴社とでは個々の事情が異なりますので、回答の必要性がなく、また、別会社（かつ上場企業）に関する事情である以上、当社の立場からはお答えできかねます。また、アサヒ衛陶に関連して金井氏及び前氏並びにプラスワンの開示についてのご質問もございますが、同じく、アサヒ衛陶と貴社とは一切の関係がございませんので、回答は差し控えます。諸々ご容赦ください。

なお、貴社ないし貴職らは、いたるところで「説明責任」との文言をマジックワードの如く使用しますが、個別具体的な事情を捨象して何故別会社の案件についての説明責任が発生するのでしょうか、理解に苦しむところです。

(3) STAND UP GROUPからの融資について

従前と同様の回答となりますが、SUG社から当社に対する融資はSUG社が判断したものですので、当社から回答できる立場にはありませんし、当社と出資者との関係についても、無論、回答できる立場にはありません。

(4) プラスワンによるオプトロムへの貸付けの貸金業法違反の有無について

ア 貸金業法違反の疑いについて

貸金業法の法解釈につき詳細にご教示いただき、ありがとうございます。貸付けにつき、プラスワンにおいて反復継続の意思はございませんので、貴社ないし貴職らの法解釈によっても、プラスワンは、金銭の貸付を業として行っているものではありません。

イ オプトロムと尾端の関係について

尾端から虚偽開示を指示・依頼することなどありえませんが、オプトロムのリリースにおける当初の未記載の経緯や理由については、一切存じ上げません。開示の内容については、もはや貴社との関係では何ら無関係な事項ですので、回答は差し控えます。

(5) N. D. C INVESTMENT PTE. LTD. との関係及びリアルビジョン株式に関する変更報告書提出懈怠の疑いについて

従前よりご回答差し上げている点以上に、回答すべきことはございません。また、貴社自身もご指摘のとおり、ご質問事項は尾端の就任以前の事項でもありますので、一切存じ上げないか、又は追加で回答を行う必要のない事項です。したがって、回答は差し控えます。

3 当社から貴社（現経営陣）に対する質問事項

本書冒頭部分でも述べましたとおり、一般株主の皆様において、本臨時株主総会における各議案を判断に資するとの観点から、以下のとおり、当社から貴社（現経営陣）に質問させていただきますので、何卒、誠実にご回答いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

(1) 従前からの当社から貴社に対する質問事項

従前より、当社から貴社に対してなされている各質問事項のうち、依然として、貴社が未回答若しくは回答拒否ないし質問自体を黙殺されている各事項につきましても、ご回答をお願いいたします。

特に、当社の臨時株主総会招集請求書との関連でいいますと、

- ① 貴社が、当社が指摘する以前から作成していたと強弁され続けている中期経営計画が、真実、当社が指摘する以前から作成されていたことを証明する客観的な事実（裁判手続でも申し上げたとおり、決議された取締役会の日付等の事実）をお示しいただくこと
- ② 仲庭時計店において先行する複数の不祥事が発生していたにもかかわらず、どうして貴社リリースにおける不祥事④の原因として記載されているような内部統制の著しい不備（「棚卸頻度が少なかったこと」、「商品管理体制の不備」、「商品移動のルールが未徹底」）がそのまま放置されてしまっていたのか
- ③ 貴社が回答を拒否された上記各不祥事における個別の損害額（弁護士費用等の解決に要した費用を含みます。）
- ④ 貴社が仲庭時計店の業績悪化の理由としてご説明されていた「複数の突発的な要因」

について、(大口取引先の営業方針の大幅な転換及び上記不祥事以外の) 突発的事象の具体的内容

(2) 当社提案の取締役候補者に関する質問事項を求める趣旨

どうして、「今回に限り」また「当社推薦の取締役候補者に限り」、詳細な事実の確認ないし株主への情報開示を求めていらっしゃるのか、その理由をご説明ください。

これまでの貴社の株主総会招集通知や各リリースに加え、今回の貴社ご推薦の取締役候補者に関する提案理由を確認しても、当社が招集請求書において記載した提案理由と同程度の内容の事実しか開示されておられません。例えば、前回の定時株主総会においても、貴社社外取締役である長沢氏の選任議案につき、同氏が代表社員を務める長沢伸也合同会社と貴社とは選任前の2022年1月から6月まで「ブランドアドバイザー契約」を締結されていたものの、「主要な取引先に該当するものではなく」というあまりにも当然過ぎる一言のみ記載して「特別な利害関係はありません。」と結論付けられておられますが、2022年1月において、わざわざ当該契約を締結するに至った理由・経緯や、契約内容・契約条件の詳細は一切明かされておらず、また、ラグジュアリーブランドの研究者であることが、どうして「業務執行における適切な監督を期待」できるのか、といった点についても説明がなされているとは到底いえません。

その点、貴社及び貴職らのこれまでの姿勢に鑑みますと、もっぱら候補者の粗探しや個人攻撃を行う材料探しを目的とするものでも可能性も否定できないことから、まずは、どうして、「今回に限り」このような詳細な事実の確認ないし株主への情報開示を求めていらっしゃるのか、その点について理由をご説明ください。

(3) 貴社提案の取締役候補者に関する質問

貴社がご推薦されている取締役候補者である洲桃麻由子氏についても、当社推薦の候補者になされているのと同様の質問に係る情報が、同氏についても行わなければ、筋が通りませんので、貴社の取締役候補者に指名され、候補となることを応諾した経緯に関して、①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したものであるのか、それぞれ具体的にご教示ください。

とりわけ洲桃氏は、貴職らが所属する西村あさひ法律事務所の出身者であるところ、上記②の質問に関連し、貴職らの推薦ないし紹介の有無の点については詳細かつ明瞭にご回答ください。さらに、当然のことですが、貴職ら所属事務所出身の弁護士ということになれば、貴職らの意見ないし立場に、与しやすい、或いは、忖度する可能性が大いに疑われる立場にある者、つまり、同氏の独立性について大きな疑念が生じることは火を見るよりも明らかであるにもかかわらず、敢えて他の弁護士ではなく、同氏をご推薦されるに至ったのかとの点につき、詳細なご説明をよろしくお願いいたします。

(4) アドバイザリー費用の点について

先日開示された貴社の2023年3月期第3四半期を踏まえ、当該第3四半期だけでも、ア

ドバイザリー費用（特別損失）が追加的に 77,648 千円生じていることが認められ、期首からの累計で 259,031 千円もの巨額なものとなっており、これにより貴社最終損益が赤字となっております。その点、貴社は当該費用の内訳及び契約内容等の情報につき、頑なにその開示を拒んでおられますが、貴社の経営成績において最もインパクトのある事象となり、到底看過することはできないと考えますので、貴社筆頭株主である当社としては、引き続きこの点に対する回答を貴社に求め続けます。

(5) 株式取扱規程の開示を拒否される理由

貴社は、先日の株主総会招集許可申立事件の手続において、株式取扱規程の大部分をわざわざマスキング処理して隠した上で証拠提出し、さらに、その後に当社が株式取扱規程の開示を求めるも、未だにその開示を頑なに拒まれております。

株式取扱規程は、本来、株主に広く公表されて然るべきものであるにもかかわらず（実際に多くの上場企業が自社のホームページ等において公表しているところです）、貴社が頑なにその開示を拒まれる理由につきましても、貴社（現経営陣）の情報開示の姿勢という観点から、株主の皆様への判断材料に資すると考えますので、ご教示ください。

草々